

西尾市姉妹都市親善訪問団（高校生）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西尾市姉妹都市親善訪問団（高校生）がポリルア市の文化・生活習慣・歴史等を学ぶとともに、西尾市の魅力を発信し、市民間の交流を深めることを目的として、西尾市姉妹都市親善訪問団（高校生）補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（補助事業）

第2条 補助事業は、西尾市姉妹都市親善訪問団（高校生）派遣事業とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、西尾市姉妹都市親善訪問団（高校生）派遣事業でポリルア市を訪問する高校生とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1人あたり金100,000円を上限とする。ただし、予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を西尾市国際交流協会会長（以下「会長」という。）が定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第6条 会長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定をした後、補助対象者に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、補助対象者の同意があるときは、補助事業の旅行代金の請求権を持つ事業者に支払うことをもって、補助対象者に対する補助金の交付に替えることができる。

（帰国報告書）

第8条 補助金の交付を受けた者は、派遣終了後、会長が定める期日までに帰国報告書を提出しなければならない。

2 帰国報告書の様式及び提出の期日は、会長が別に定める。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第9条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱若しくは補助金の交付の決定をする場合に付した条件又は会長の指示に違反したとき。

(2) 天災地変などの理由により、補助対象者がニュージーランドに渡航しなかったとき。

(3) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(4) 本人の責に帰すべき事由により、補助対象者がニュージーランドに渡航しなかったとき。

(5) その他会長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。